

社会福祉法人共生会役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人共生会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、法令及び定款に定めるもののほか、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給及び支給方法)

第 2 条 法人は、理事及び監事並びに評議員に対する報酬として、定款に定める一人あたりの報酬総額の範囲内で、次に掲げる職務を遂行した場合につき、その都度本人に支給する。

- (1) 理事会・評議員会に出席した場合 6,000 円
- (2) 監査に出席した場合 20,000 円
- (3) その他法令及び定款の規定により業務を遂行した場合 20,000 円

2 報酬は、その金額を通貨にて本人に支払う。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき額を控除して支給する。

(旅費規定)

第 3 条 理事及び監事並びに評議員が、法人の業務により出張した場合は、法人旅費規定に基づき旅費を支給する。

(公表)

第 4 条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第 5 条 この規定に定めるもののほか、報酬等に関する必要事項があるときは、評議員会がこれを定めるものとする。

附 則

この規程は平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。